

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第60回）議事録

1 日時 令和3年12月8日（水）10：30～11：25

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

森川 博之（部会長）、岡田 羊祐（部会長代理）、石井 夏生利、
泉本 小夜子、熊谷 亮丸、高橋 利枝（以上6名）

（2）専門委員（敬称略）

相田 仁（以上1名）

（3）総務省

<国際戦略局>

小野寺 修（国際戦略局次長）

<総合通信基盤局>

二宮 清治（総合通信基盤局長）、林 弘郷（総務課長）

・電気通信事業部

北林 大昌（電気通信事業部長）、木村 公彦（事業政策課長）、

川野 真稔（料金サービス課長）、

寺本 邦仁子（料金サービス課企画官）、

河合 直樹（料金サービス課課長補佐）、

瀬島 千恵子（料金サービス課課長補佐）

古賀 康之（電気通信技術システム課長）、

鈴木 厚志（電気通信技術システム課 番号企画室長）、

藤原 史隆（電気通信技術システム課 番号企画室 課長補佐）

（4）事務局

成田 隆（情報流通行政局総務課総合通信管理室長）

4 議 題

（1）答申案件

- ① 「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」について

【令和3年5月19日付け諮問第1232号】

(2) 諮問案件

- ① 「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」について

【令和3年12月8日付け諮問第1233号】

開 会

○森川部会長　それでは、皆様、おはようございます。ありがとうございます。

ただいまから情報通信審議会第60回電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日もウェブ会議にて会議を開催しており、現時点で委員8名中6名の皆様に御出席いただいております。定足数を満たしております。

オンラインでの会議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をお伝えいただいた後に御発言をお願いいたします。

あと、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

答申案件

- ① 「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」
について

【令和3年5月19日付け諮問第1232号】

○森川部会長　それでは、御手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

本日の議題は、答申案件1件、報告案件1件でございます。

初めに、答申案件について審議いたします。諮問第1232号「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」についてでございます。

本案件は、前回の電気通信事業政策部会にて答申（案）について意見募集することとしておりました。本日は意見募集の結果や意見募集を踏まえた答申（案）について、電気通信番号政策委員会主査の相田専門委員及び電気通信番号政策委員会事務局から御説明をお願いできればと思います。

それでは、相田専門委員、お願いできますでしょうか。

○相田専門委員　ただいま御紹介いただきました、電気通信番号政策委員会の主査を務めております相田でございます。

諮問第1232号「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」答申（案）に寄せられた御意見と、それらに対する考え方について、

電気通信番号政策委員会における検討結果について御報告させていただきます。

10月6日の電気通信事業政策部会での審議を踏まえまして、10月8日から11月8日までの間、答申（案）に対する意見募集が行われました。その結果、法人から7件、個人から4件、計11件の意見の提出がございました。

これらの意見につきまして、11月26日に電気通信番号政策委員会を開催し、委員会としての考え方を整理いたしました。その検討結果につきましては、資料60-1-1に示しております。

また、寄せられた御意見や各専門委員からの追加意見を踏まえまして、資料60-1-2の34ページ、35ページになりますけれども、「第4章 終わりに」ということで、これまでの議論を振り返るような形で追加しております。

ここでは主にこの第4章の内容を紹介しながら、簡単に答申（案）のポイントについて説明させていただきます。

まず、第4章の（1）音声伝送携帯電話番号の指定の在り方につきましては、モバイル市場における競争の促進等を測る観点から、番号の指定範囲をMVNO等にも拡大することの是非について議論してまいりましたが、そこでは緊急通報の確保が主な論点の一つとなりました。

緊急通報は利用者がどの電気通信事業者と契約していたとしても差が生じないようにすべきとの考えの下、MNOのネットワークを介した実現も認めることとしたことから、その確保に当たり、事業者間での協調を求めるとともに、総務省においても必要に応じて関係者に適切に働きかけることが適当であるとしております。

次に（2）固定伝番号を使用した電話転送役務の在り方につきましては、平成30年の答申を踏まえ、その運用状況をフォローアップするとともに、不適正利用への対策を整理しました。

電話転送役務に係る電気通信番号の使用の条件の見直しに当たりましては、品質確認が主な論点の一つになりました。やはり固定電話番号を用いて通話を提供する以上、利用者には品質に対する一定の期待があり、品質を確認するという原則を引き続き維持することとしましたけれども、今後、電話転送事業者でも実施可能な品質の確認方法を総務省と業界団体が連携して検討することが有益としております。

また、不適正利用の防止に関しましては、総務省が制度運用の安定性、適切性を確保していくことはもとより、行政、電気通信業者等の関係者が諸課題の改善等に向けて連

携するための連絡会の設置が望ましいとしているほか、電気通信番号の御提供におけるルール化についても検討していくことが適当としており、こうした取組を着実に実行し、利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備していくことを求めています。

最後に（3）まとめといたしまして、審議会としても今回の答申についてフォローアップを実施するとともに、これからPSTNのIP網への移行が予定されており、メタルIP電話による全国均一料金も開始され、固定電話番号の番号区画の持つ機能も変わってくることから、それを念頭に置いて利用者の意識の変化も把握しつつ、電気通信番号制度の在り方について、今後も適時適切に検討していくことが適当であるとしております。

その他、全体を通じて字句の統一や体裁の修正をしております。これらの詳細につきましては、委員会事務局に御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○鈴木番号企画室長　総務省番号企画室の鈴木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、私から資料60-1-1、それから、60-1-2について御説明申し上げます。

まず、資料60-1-1でございますけれども、答申（案）に対する意見及びその考え方ということで、1ページ目に意見提出者を示しておりますけれども、提出された11の御意見につきまして、答申（案）の章別に分類をしつつ、全体を30の意見に区分の上、考え方を整理しているところでございます。時間の関係もございまして、全体を要約しながらということになりますけれども、御説明を申し上げます。

2ページをお開きいただければと思います。第2章、音声伝送携帯電話番号の指定の在り方等についてということで、意見2-1、一般社団法人テレコムサービス協会のMVNO委員会から、そして、意見2-2、日本通信（株）から、それぞれ第2章全般について賛同の御意見をいただいております。今後の制度整備への要望、あるいは業界発展、利用者利便の増加への期待を示す内容、御意見となっております。

4ページをお開きいただければと思います。意見2-3、個人の方からです。MVNOの利点が見えない。誰も使わないサービスにならないか懸念されるといった御意見でございます。

考え方としましては、御指摘のような懸念も踏まえまして、緊急通報の確保の在り方等について検討が行われてきたと考えます。今後、総務省においてMVNO等が円滑に

サービスの提供を行うことができるよう環境整備していくことが適当と整理させていただきました。

その下、意見2-4と2-5です。携帯電話番号の指定の可否、あるいは指定の条件全般につきまして、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（以下CATV連盟）、楽天モバイル（株）、個人の方から賛同の御意見をいただいております。

5ページをお開きいただければと思います。意見2-6、意見2-7につきましては、地域BWA事業者に対する番号指定の条件に関する御意見でございます。

まず、意見2-6、CATV連盟からです。ケーブルテレビ業界の地域BWAシステムで電気通信番号の指定が受けられるよう、そのシステム構成も踏まえた制度整備を要望するといった御意見です。

御意見のほうの白丸が5つありますけど、一番上を御覧いただければと思います。地域BWAの音声サービスの提供については、代表する企業が提供する共同利用型の業界統一コアを用いることを想定しているということでございます。したがって、考え方でございますけれども、BWA事業者が自網を利用して音声伝送役務を提供する場合の番号の指定の条件につきましては、御意見も伺いつつ、今後のBWAに係る規律の検討も踏まえて適切に定めることが適当と考えます。

なお、御意見を踏まえて、第2章3に次を追記しております。要約して申し上げますと、「一部の地域BWA事業者においては、他者からコア機能の提供を受けることにより地域BWAサービスを実現していることから、このようなシステム構成の場合については、コア機能の提供事業者が番号の指定を受けることを可能とする」といった記述を追加しているところでございます。

その下、意見2-7、個人の方からです。要約して申し上げますと、提供エリアについて、ローミング事象者と連携することが望ましいといった御意見でございます。

6ページをお開きいただければと思います。考え方としまして、なお以下で考え方を示しておりますけれども、全体的に御意見としては参考として承りますという形で整理をしております。

その下、意見2-8から2-10まで、MVNO等による緊急通報の確保に関する賛同意見をいただいております。

まず、意見2-8、CATV連盟などからでございますけれども、MNOによるいわゆる卸提供が受けられることに賛同するといった御意見でございます。

7 ページ目、意見 2-9、CATV 連盟からです。MNO が協力的に対応することが適当との考え方に賛同すると。ただ、一方で、緊急通報の確保に関する協議が円滑かつ確実に進むよう総務省が協議状況の把握などを行っていただくよう要望するといった御意見でございます。

考え方としては、賛同の御意見として承ります。なお、御意見を踏まえまして、第 4 章の「終わりに」になりますけれども、次を追記しております。これも要約して申し上げますと、「総務省においては、緊急通報の確保に関し、電気通信事業者間の協議の状況を注視し、必要に応じて電気通信事業者その他の関係者に対し適切に働きかけていくことが適当である」としております。

その下、意見 2-10、日本通信（株）からです。緊急通報の対応に関しまして、MNO の協力的な取組を希求する。また、緊急通報のさらなる高度化を目指すことが有益であるといった御意見でございます。

考え方としましては、御指摘の MNO の協力的な対応につきましては答申（案）にも記載しておりますので、8 ページをお開きいただければと思います。MNO はこれを踏まえて対応することが求められると考えます。なお、緊急通報の高度化の御意見につきましては、参考として承りたいと思います。

その下、意見 2-11 から 2-13 まで、これらは番号の指定単位の関係の御意見でございます。

意見 2-11、楽天モバイル（株）からです。賛同する御意見でございます。

その下、意見 2-12、KDDI（株）からでございますけれども、これも賛同ということではございますが、番号の指定単位の細分化の考え方が 0AB～J 番号の逼迫エリアにも適用できると思うので、検討をお願いしたいといった御意見でございます。

考え方としましては、賛同の御意見として承ります。なお、今後、その必要性等を含めて検討していくことが適当と考え、御意見を踏まえて第 4 章に次を追記しております。「今後の IP 網への移行を念頭に置いた電気通信番号制度の在り方についても、適宜適切に検討していくことが適当と考える」と整理をしております。

9 ページでございます。意見 2-13、個人の方からでございますけれども、10 万番号単位ごとに代表者を定め、代表者以外に指定した番号についてはポートアウトしたものとして扱うこととしてはどうかといった御意見でございますけれども、参考として承りたいと思います。

その下、意見2-14、060の開放の関係です。適時適切な対応が必要といったことで個人の方、そして、楽天モバイル（株）から御意見をいただいております。個人の方から御指摘もありますとおり、空きが少なくなってから検討するのではなく、また、楽天モバイル（株）からもありますとおり、急激な需要拡大が発生する可能性は否定できないことから、総務省において、今後も需要動向を注視しつつ、適時適切に060番号を開放することが適当と整理をさせていただいております。

10ページをお開きいただければと思います。ここからは第3章固定電話番号を使用した電話伝送役務の在り方についてということでございます。

意見3-1、一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会、略してJUSAと呼んでおりますけれども、クラウドPBXなどのユニファイド通信サービスを今後も提供していく上で、全体に賛同の意見をいただいているところでございます。

11ページをお開きいただければと思います。意見3-2、個人の方からです。0A B～J番号の地理的識別性が特殊詐欺に悪用されているため、電話転送は地理的識別性のない050番号で実現すべきではないかといった御意見でございます。

考え方としましては、本審議会においては多様なサービスの創出の芽を摘むことなく、また、利用者利便を阻害しないよう両者のバランスを考慮しながら検討を進めてまいりました。12ページをお開きください。ただし、御指摘のような実態がありますことから、今後、総務省において、不適正利用の防止に資する取組を具体化し、それを着実に実行していくこと、また、050番号の適正利用を拡大していくことの有益性等についても検討していくことが適当と整理させていただいております。

その下、意見3-3と3-4です。番号の使用に関する条件につきまして、JCOM（株）、そしてJUSAから賛同の御意見をいただいているところでございます。

13ページに参ります。意見3-5、個人の方からです。最終利用者の実際の住所が番号区画内に存在すれば問題なく、データセンター等も同一の番号区画内に存在していることを求めなくてもよいとする御意見でございます。

14ページをお開きいただければと思います。固定端末系伝送設備の一端が当該番号に係る番号区域外のデータセンター等に設置されることは、固定電話番号の地理的識別性を曖昧なものとすると考えます。なお、IP網への移行に伴い、本要件についても、今後必要に応じて検討していくことが適当と考えますと整理させていただきました。

その下、意見3-6と3-7、緊急通報の条件に関する御意見でございまして、意見

3-6はJUSAから賛同の御意見です。

その下、意見3-7、個人の方からです。地理的識別性のない電気通信番号から発呼し、発信転送を行う場合に、当該番号を通知することで緊急通報を可能とすべきだという御意見でございますけれども、考え方としては、緊急通報におきましては、発信者の位置情報を正しく緊急通報受理機関に伝えることが重要であり、地理的識別性のない電気通信番号の通知のみでは不十分であると考えます。また、固定電話番号を使用した電話転送役務において、発信転送を行う端末設備等に固定電話番号以外の番号を使用することは適当ではないと考えるという形で整理をさせていただきました。

意見3-8です。品質確認の基準に対するJUSAからの御意見でございます。引き続き、050IP電話相当の品質を確認することを原則とすることに賛同すると。ただし、電話転送事業者が行う品質測定については別途検討を要望するといった御意見でございます。

考え方といたしましては、賛同の御意見として承ります。なお、品質測定につきましては、サービスの利用実態を踏まえ、現実的な方法を検討することが適当であると考え、御意見を踏まえて第4章に次を追記しております。「番号非指定事業者でも実施可能な品質の確認方法を総務省と業界団体が連携して検討していくことが有益であると考えられる」と。

なお、意見の欄に赤字の記述があるかと思えますけれども、さきの電気通信番号政策委員会で事実関係について若干御指摘があったため、JUSAに確認した上で、御意見の趣旨を明確にしつつ、現行基準の解釈を注記しているものでございます。御確認ください。

16ページをお開きいただければと思います。意見3-9、個人の方からです。品質確認について賛同するといった御意見です。

意見3-10、これも個人の方からで、固定電話番号を使用した電話転送役務が犯罪に悪用されないようにしてほしいということで、考え方としましては、今後、総務省において不適正利用の防止に資する取組を具体化し、それを着実に実行していくことが適当ということで整理しております。

17ページ、意見3-11、JUSAから不適正利用防止に資する取組に賛同するとの御意見でございます。この網かけのところに4点記述しております。

まず、1点目が法令を遵守しない電気通信事業者に対して、総務省による指導等が必

要であるということ、2点目が諸課題について行政・電気通信事業者等の関係者が意見交換することは有意義であるということ、3点目が電気通信番号使用計画の認定状況が公表されることに賛同するという、4点目が経過措置について、予定どおり終了することに賛同すると、こういった4点の御意見をいただいております。17ページから18ページの上段にかけて賛同する御意見として承る旨、整理をしております。

18ページ、意見3-12、JUSAからです。卸電気通信役務等の提供におけるルール化について賛同するといった御意見をいただいております。

その下、意見3-13、個人の方からです。利用者約款により契約し、自らの居所等に固定電話回線を引き込んでいる者が、回線設置事業者に通知せずに当該居所等に転送装置を設置して、自らの需要に応ずるために電話転送を行った場合、制度上、どのような問題が生じるのかといった御意見でございます。

自らの需要に応ずる限りにおいては、制度上という観点からは、電気通信事業には該当しません。ただし、答申（案）に記載のとおり、大量に固定電話回線を契約する場合など、一定の場合は固定電話番号の使用における適正性を確保するため、回線設置事業者が利用目的を確認するなどの一定の仕組みが必要と整理しております。

19ページをお開きいただければと思います。意見3-14、バーチャルオフィスの運営者による電話転送役務の提供に対しても、制度の厳格な運用を図ることについて賛同するという意見をJUSAからいただいているところでございます。

最後に20ページになります。その他ということで、060の表記に関する御意見、さらに、SMS、ショートメッセージについて、020番号を使用することについての御意見をいただいておりますけれども、参考として承る旨、整理しているところでございます。

資料60-1-1は以上でございますけれども、続きまして、60-1-2を御説明申し上げたいと思います。御用意いただければと思います。意見公募対象の答申（案）に対する修正を見え消しで表示しているところでございます。主な修正箇所を御説明申し上げます。

10ページをお開きいただければと思います。先ほども意見、考え方のところから出てまいりました地域BWA事業者において、コア機能の提供事業者が番号の指定を受けることを可能とするといった記述を10ページに追加しております。

続きまして、22ページをお開きいただければと思います。特殊詐欺による被害防止

に資する取組です。ここでは各事業者、あるいは自治体等において行っているという記述でございますけれども、自治体の具体的な記述がなかったものですから、補足的にヒアリングなどをしながら追記したものでございます。地元住民に向けた周知・啓発活動を行ったり、あるいは電話機の購入補助を行った事例がございましたので、追記したところでございます。

そのほか、先ほど相田先生からもありましたとおり、全体として用語の整理、整合性の観点からの修正を行っているところでございます。

最後、「終わりに」ということで34ページをお開きいただければと思います。冒頭、相田先生から御説明がありましたので繰り返すにはなりますけれども、これまでの議論の振り返り、各委員の追加意見、パブコメでの要望、今後の取組といったものを全体として整理しているところでございます。記述をご確認いただければと思います。

(1) 音声伝送携帯電話番号の指定の在り方等ということで、1パラ目、モバイル市場における競争の促進等を図る観点から、MVNO等にも指定できるよう制度を見直すことが適当である旨、整理をいただきました。

2パラ目にありますとおり、今般の検討におきましては、緊急通報の確保の在り方が主要な論点になりました。

3パラ目です。複数の委員から重ねて指摘がありましたとおり、緊急通報は人命に関わる場面で利用されるものであって、その提供が電気通信事業者間の競争の手段となるべきではなく、事業者間で協調していくべきだといった御意見をいただきました。

4パラ目で、総務省においては緊急通報の確保に関し、MVNO等が自らこれを行うとする場合の対応、あるいはMNOから卸電気通信役務の提供を受ける場合の電気通信事業者間の協議の状況を注視し、必要に応じて電気通信事業者その他の関係者に対し適切に働きかけていくことが適当だという形で整理をしております。

(2) 固定電話番号を使用した電話転送役務の在り方でございます。平成30年の審議会の答申を踏まえて、制度の運用状況についてフォローアップを実施しつつ、不適正利用防止に資する取組を整理いただきました。

一番下のパラグラフ、4パラ目でございますけれども、検討の過程において、品質確認に係る条件の在り方が主要な論点の一つになりましたが、最低限の品質を満たしていることの確認を行うことが原則である旨、改めて御整理をいただきました。35ページです。これにより、引き続き通知音を挿入する等の対応が求められることとなりますけ

れども、委員等からの指摘もありましたとおり、番号非指定事業者でも実施可能な品質の確認方法を総務省と業界団体が連携して検討していくことが有益であると考えられる。

また、不適正利用につきましては、特殊詐欺等による犯罪が後を絶たず、消費者の利益を損なう状況が続いております。

4パラ目、今般の検討におきまして、委員からは多様な提供形態を許容していくことへの懸念ですとか、地理的識別性のない050番号の利用を拡大していくことへの有益性についての指摘もございました。今後は050番号の適正利用の拡大を図っていくことの有益性等について検討していくことが求められる。

5パラ目、なおということで、IP網への移行が予定されておりますので、固定電話番号の在り方について検討を加えていくことも求められるといった形で整理しております。

最後にまとめでございますけれども、総務省においては、今後速やかに関連する制度の整備を図るほか、電話の不適正利用の防止に資する取組を実践することが適当である。また、電気通信事業者間の構成的な競争が確保され、利用者利益の向上が図られるよう本答申の趣旨を踏まえてそれらを適切に運用していくことが適当である。本審議会としては、今回見直すこととなる音声伝送携帯電話番号の指定に関する制度や、固定電話番号を使用した電話転送役務に関する制度の運用状況等についてフォローアップを実施するとともに、今後の公衆交換電話網のIP網への移行を念頭に置いた電気通信番号制度の在り方等についても、適時適切に検討していくことが適当と考えるという形で整理をさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○森川部会長 相田先生と事務局の鈴木番号企画室長、ありがとうございました。

それでは、ただいまいただきました御説明につきまして、委員の先生方から御意見、あるいは御質問等ございましたらお知らせいただければと思います。チャット機能でお伝えいただければと思います。いかがでしょうか。こちら、特にお気づきの点等ございませんか。それでは、よろしいですか。特にございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、現時点で定足数も満たしておりますので、先ほど御説明いただいた資料60-1-1の意見募集結果に対する当部会の考え方を了承し、公表するとともに、資料60-1-2の最終答申（案）につきまして、資料60-1-4の答申（案）のとおり答申することとさせていただければと思いますが、いかがです

か。御異議等ある場合はチャット機能でお知らせいただければ幸いです。

(異議の申出なし)

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、意見募集結果につきまして了承するとともに、資料60-1-4の答申書(案)のとおり答申することとさせていただきたいと思えます。

相田先生をはじめ、委員会の皆様方、ありがとうございました。

○相田専門委員 ありがとうございました。

○鈴木番号企画室長 ありがとうございました。

○森川部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省から今後の行政上の対応について御説明を伺えるとのことですので、お願いできますでしょうか。

○二宮総合通信基盤局長 総合通信基盤局長の二宮でございます。本部会における電気通信番号制度の在り方に関する答申の取りまとめに当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

委員の皆様におかれましては、本年5月の情報通信審議会への諮問以降、約半年にわたりまして御審議をいただき、専門的な知見に基づく闊達な御議論をいただきましたことに御礼を申し上げます。

電気通信番号制度は令和元年に新しい制度として運用を開始し、約2年半が経過したところでございますけれども、携帯電話の音声サービスにおける競争を一層促進することや、社会全体のデジタル化、働き方改革などを背景に電話転送サービスの重要性が増大する一方で、こうしたサービスをツールとした不適正な利用が後を絶たないことへの対応が喫緊の課題となっております。これらに対する非常に重要な方向性を本日お示しいただきましたことに、重ねて御礼を申し上げます。

今回取りまとめていただきました答申に基づきまして、総務省としては必要な制度の整備を速やかに図るとともに、具体的な取組を実行していくことで、事業者間の一層の競争促進と安心・安全な利用環境の構築に努めてまいり所存でございます。

また、PSTNからIP網への移行という電話網の大きな変化が進む中、それを念頭に置いた電気通信番号制度の検討の必要性についても御示唆をいただきました。これらにつきましては、しかるべき時期に今回の答申のフォローアップと併せまして御議論をお願いさせていただきたく思っております。

最後に、改めて委員の皆様方の御尽力に感謝を申し上げますとともに、今後とも情報通信行政の推進に当たり、様々な面でのお力添えを賜りたくお願い申し上げます。

誠にありがとうございました。

○森川部会長　　ありがとうございます。

諮問案件

①「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」について

【令和3年12月8日付け諮問第1233号】

○森川部会長　　それでは、続きまして諮問案件です。諮問案件の諮問第1233号「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」について審議いたします。本件は本日、総務大臣より情報通信審議会に諮問され、同日付で議事規則第11条第8項の規定により、当部会に付託されたものとなります。

それでは、総務省から御説明をお願いいたします。

○瀬島料金サービス課課長補佐　　総務省総合通信基盤局料金サービス課でございます。それでは、資料に従いまして御説明させていただきます。

まず、資料60-2-1、諮問書の2ページを御覧いただければと思います。こちらについて、諮問第1233号「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」について諮問させていただくものでございます。

1、諮問理由としましては、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、令和3年4月1日から、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、一定の要件を満たす場合に限り、総務大臣の認可を得て、他の電気通信事業者の電気通信設備を用いて電話の役務の提供を行うことが可能となった。これを受けてNTT東日本・西日本がワイヤレス固定電話の提供開始を令和4年度第4四半期以降に予定しているところ、ユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填及び接続料の在り方を検討する必要がある。

2つ目としまして、また、NTT東日本・西日本が提供する加入電話については、公衆交換電話網の設備が令和7年頃に維持限界を迎える中で、令和4年度以降、PSTN

から I P 網へ疎通ルートの切替が行われる予定である。このような I P 網への移行に当たり、I P 網への移行に伴うユニバーサルサービスの範囲の在り方及び I P 網への移行期間中におけるユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額算定の在り方を検討する必要がある。

3つ目でございます。さらに、令和3年7月の貴審議会答申の「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」において、災害時用公衆電話に係る補填について、第一種公衆電話に係る交付金の額も合わせた総額として国民への負担を増やさない範囲で検討を進めることが必要等の提言を受けており、具体的な補填の範囲等について、検討を行う必要がある。

以上により、固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方について諮問するものです。

2、答申を希望する事項といたしましては、1、ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填及び接続料の在り方、2、I P 網への移行に伴うユニバーサルサービスの範囲の在り方、3、I P 網への移行期間中におけるユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額算定の在り方、4、災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方、5、その他必要と考えられる事項。

3、答申を希望する時期としましては、令和4年9月をめどとしていただければと存じます。

4、答申が得られたときの行政上の措置としましては、今後の情報通信行政の推進に資するとさせていただいてございます。

続きまして、資料60-2-2で内容について御説明させていただきます。

まず、ページをおめくりいただきまして、1ページでございます。こちらについては諮問概要になりますので割愛させていただきます。

おめくりいただきまして2ページでございます。こちらはユニバーサルサービスの全体像でございます。黄色いマーカーを塗っているところは、7月に答申をいただきまして、第一種公衆電話の設置基準、災害時用公衆電話をユニバーサルサービスとすることにつきまして、12月3日の情報通信行政・郵政行政審議会へ省令案を諮問している最中でございます。

おめくりいただきまして3ページでございます。こちらはユニバーサルサービスの全体像でございます。それぞれのサービスについて記載してございます。アナログ電話に

については固定端末系伝送路、離島特例通信、緊急通報、こちらが対象となっており、第一種公衆電話については、市内通信、離島特例通信、緊急通報が対象となっており、災害時用公衆電話については、今回、省令改正を行っているところでございます。

次のページをおめくりいただきまして4ページ目を御覧ください。光IP電話については固定端末系伝送路、緊急通報が対象となっており、ワイヤレス固定電話については、固定端末系伝送路、離島特例通信、緊急通報が対象となっており、こちらがユニバーサルサービスの全体像になります。

- 河合料金サービス課課長補佐　それでは、5ページにお進みください。1項目めといたしまして、ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填及び接続料の在り方について御説明させていただきます。

ページをおめくりいただきまして、6ページでございます。こちらはワイヤレス固定電話の概要をお示しをしたページでございます。昨年のNTT法の改正等により、NTT東日本・西日本は加入電話の提供が極めて不経済になる場合等において、他事業者の設備、具体的には携帯電話網でございますが、こちらを用いてワイヤレス固定電話の提供を行うことが可能となりました。この改正を踏まえまして、現在、NTT東日本・西日本は、ワイヤレス固定電話について、令和4年度の第4四半期以降のサービス提供開始を予定しているところでございます。

資料の左下を御覧ください。こちらに改正後の法令の主要部分の内容をお示ししております。下側、水色になっている部分ですが、ワイヤレス固定電話の提供が認められる場合といたしまして、具体的には特例地域であって、かつ、加入者密度が18回線/平方キロメートル未満の区域等において電話を提供する場合等が規定されております。同じく資料の右下にワイヤレス固定電話の利用イメージを示しておりますが、携帯電話事業者の基地局を活用した提供のイメージをお示ししております。

ページをおめくりいただきまして、7ページでございます。こちらでワイヤレス固定電話に係る検討事項の1項目めといたしまして、ユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方を挙げてございます。

ワイヤレス固定電話は基礎的電気通信役務として位置づけられているものでございまして、3ポツ目でございますが、ワイヤレス固定電話の導入に際しては、補填について、令和元年12月の情報通信審議会からの答申におきまして、無線等の他社設備を利用し

て電話サービスを提供する場合に、提供方法の変化に伴う効率性向上の効果を交付金の算定に反映する必要があるとしていただいたところでございます。こうした点を踏まえまして、最後のポツでございますが、ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額の算定方法について御審議をお願いしたいと考えているところでございます。

資料の左下を御覧いただければと思いますが、こちらにワイヤレス固定電話の提供形態のイメージ図をお示ししてございます。一番下の部分、左側の家の部分を御覧いただければと思いますが、各家にターミナルアダプタを設置いたしまして、そこに至るまでの部分は携帯電話網を通じて電話を疎通させることをイメージとしてお示ししているものでございます。

右側を御覧ください。加入電話のアクセス回線に係る補填額の現在の算定方法を概念図としてお示ししております。ワイヤレス固定電話は、高コスト地域として特定されている地域を含めて導入されていくことが想定されますので、そのような中で、どのような補填額の算定方法を取るべきかという点を御審議いただきたいと考えてございます。

ページをおめくりいただきまして、8ページが先ほど口頭で御説明させていただきました、令和元年12月の情報通信審議会答申の該当部分でございますので、御参考として御覧いただければと思います。

続きまして、9ページを御覧いただければと思います。こちらにワイヤレス固定電話に関する2つ目の検討事項として、接続料の在り方を挙げております。

ワイヤレス固定電話は加入電話の代替として提供されるものではございますが、その設備構成に着目いたしますと、ひかり電話等と設備の一部を共用し、NGNによって中継され、さらに下流については携帯電話網を用いて提供されることが予定されています。これらを踏まえて、ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料の算定方法について御審議をお願いしたいと考えてございます。同じページの下側には、ワイヤレス固定電話の設備構成を、IP網移行前、IP網移行後に分けてお示ししており、赤矢印で示している部分がワイヤレス固定電話の疎通ルートとなっています。

○瀬島料金サービス課課長補佐　それでは、続きまして10ページ目を御覧ください。

2、IP網への移行に伴うユニバーサルサービスの範囲の在り方について、御説明させていただきます。

11ページを御覧ください。こちらは今回の対象となるところを黄色いマーカーで塗

っているところがございます。離島特例通信、市内通話のところがございます。

ページをおめくりいただきまして、12ページでございます。NTT東日本・西日本におけるIP網へのマイグレーションに伴う利用者料金の変更が予定されているところがございます。平成29年10月にNTT東日本・西日本が「固定電話のIP網への移行後のサービス及び移行スケジュールについて」を公表してございます。その中で、固定電話発信の通話のIP網経由への切替は令和6年、2024年1月から開始するということがございます。下の絵の中の青く塗りつぶしたところを御覧いただければと思います。2021年1月に一斉に契約を引き継いでございまして、固定電話の通話は全国一律3分8.5円（税抜）という形で示されているところがございます。

13ページをご覧ください。NTT東日本・西日本の利用者料金の変更に伴うユニバーサルサービスへの影響でございます。ユニバーサルサービスには距離別の料金体系を前提とした役務が存在することから、見直しが必要かどうかを検討するということとさせていただきます。

1つ目、離島特例通信。こちらは離島のMA（単位料金区域）内に設置されるアナログ固定電話から発信して、当該MAの外に設置されるアナログ固定電話に着信する通信、離島のMAの外に設置されるアナログ固定電話から発信して、当該MA内のアナログ固定電話に着信する通信、こちらが離島特例通信という形で、実際の距離よりは短い、隣のMAとしての安い料金が適用されるような特例通信がございます。

次、第一種公衆電話の市内通話でございます。こちらは第一種公衆電話から発信して、同一MA内に着信する通信でございます。こちらについても、市内通話を今後も引き続きユニバとするかどうか、こちらについて検討をお願いしたいと考えてございます。

下のほうに料金体系の表をつけてございます。固定電話の通話料についても全国一律を想定してございます。公衆電話の通話料についても、こちらは検討中でございますけれども、基本的には全国一律という形で検討されているものでございます。

続いて14ページでございます。こちらはNTT東日本・西日本の離島特例通信を参考として添付してございますので、こちらは適時御参照いただければと思います。

○河合料金サービス課課長補佐　それでは、15ページを御覧ください。3項目めの事項といたしまして、IP網移行期間中のユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額算定の在り方について御説明させていただきます。

16ページでございます。枠囲いの一番上、ユニバーサルサービス交付金制度に基づ

く補填額は、非効率性の排除等のため、LRICモデルを用いて算定しております。この際、一部のNTSコストについては、接続料原価への付替えを行っておりますので、こうした事情から、補填額の算定については、接続料の算定に用いるLRICモデルと同じモデルを用いております。

ここで、IP網への移行期間中の接続料の算定にどのようなモデルを用いているかということですが、こちらについては、PSTNモデルとIPモデルという2つのモデルを組み合わせて使用するという方針を、本年9月の答申で頂戴したところでございます。

下側のポンチ絵を御覧いただければと思いますが、左側に、加入電話や移行期間中のメタルIP電話の接続料とユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額の算定にはいずれもLRICモデルを用いていることをお示ししております。右側、接続料については2つのモデルを組み合わせて用いている中で、下側、ユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額についてどのようなモデルの適用方法を取るべきかという点を御検討いただきたいということでございます。

17ページにお進みください。こちらで具体的な審議事項を御説明させていただきます。上側1ポツ、IP網への移行期間中の補填額の算定に、どのようにLRICモデルを適用するかという点について御審議をお願いしたいと考えております。一例といたしまして、接続料算定と同様の整理をとり、IP網への移行期間中の補填額の算定にはPSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルを組み合わせて適用すること等について御審議をお願いできればと考えております。同じページの下側に、これら2つのモデルを組み合わせて補填額を算定する方法のイメージをお示ししております。

○瀬島料金サービス課課長補佐　それでは、18ページ、御説明させていただきます。

4、災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方についてでございます。

19ページにおめぐりいただきまして、こちらは災害時用公衆電話と第一種公衆電話の補填額について黄色いマーカーを塗っているところでございます。

20ページをご覧ください。こちらは7月に答申いただきました、情報通信審議会の答申の概要でございます。上のほうは、災害時用公衆電話についてはユニバーサルサービスとして位置づけることが適当、2つ目、交付金による補填により、安定的な提供を確保することが必要、3つ目、災害時用公衆電話は現在利用が減少している第一種公衆電話を効率化することにより、総額として国民が負担している額を増やさないことが必

要という形、4つ目、第一種公衆電話の効率化のためには、現在設置を求めている台数を緩和することが適当、このような御答申を頂きました。

答申を踏まえました制度改正の概要でございます。1つ目の黄色い枠のところでございますが、ユニバーサルサービスの範囲の見直し、こちらは先ほど申し上げたとおり、12月3日、情報通信行政・郵政行政審議会へ省令案の諮問済みでございます。1つ目、災害時用公衆電話のユニバーサルサービスへの追加、2つ目、第一種公衆電話の設置基準の緩和、3つ目、その他の報告規則等の整理でございます。

今回御審議いただきたいところは2つ目でございます。ユニバーサルサービス交付金の補填対象の見直しでございます。第一種公衆電話の効率化を踏まえた災害時用公衆電話の補填の考え方の整理等について御審議お願いしたいと考えてございます。下のスケジュールを見ていただければと思います。令和4年4月1日からユニバーサルサービスの範囲の見直しを想定してございます。こちらの令和4年度の実績を基に、令和5年度に交付金額の算定を行う関係がございますので、それに間に合うように交付金額の算定の見直しを行うことで、こちらについて議論の時間を頂戴したところでございます。令和6年度から実際の交付金が開始される予定でございます。

ページをおめくりいただきまして、21ページ、検討事項でございます。1つ目、第一種公衆電話の補填額についてでございます。こちらは先ほど申し上げたとおり、IP網へのマイグレーションに伴いユニバーサルサービスの範囲を見直すことにより、現在収支差額部分を補填している考え方についても整理が必要と考えてございます。2ポツ目、令和3年7月の答申でいただいたとおりでございますけれども、こちらでは公衆電話の円滑な提供の確保ために必要な台数の維持（効率化に必要となる撤去費用を含む）については、交付金の対象とすることが適当としているということでございます。こちらについての御検討をお願いしたいのが1つ目でございます。

2つ目、災害時用公衆電話の補填額についてでございます。1つ目のポツは答申でいただいたことの繰り返しになります。2つ目のポツとして、災害時用公衆電話の補填額について、どのような算定方法とするか検討する必要があるということとさせていただきます。

3つ目としましては、第一種公衆電話と災害時用公衆電話の補填額についてでございます。答申において、上記の災害時用公衆電話の補填額に当たっては、第一種公衆電話に係る交付金の額も合わせた総額として国民への負担を増やさないことも求められてい

る。このため、IP網へのマイグレーション後の第一種公衆電話の補填については、災害時公衆電話の補填の在り方とセットで検討する必要があると考えてございます。

検討項目としては上記の3つについてお願いしたいと考えてございます。

22ページ、23ページは答申の抜粋でございますので、説明は省略させていただきます。

24ページ目は事前設置型と言われる災害時公衆電話のネットワーク図でございます。基本的には固定電話、加入電話が避難所等に設置されているものと同じでございます。端末等を何か有事の際に接続することにより、通話が疎通できる状態になっているところでございます。

25ページを御覧ください。こちらは災害時公衆電話とマイグレーションの関係でございますが、災害時公衆電話については、令和4年4月1日から施行を予定してございます。こちらについては、令和4年の実績データを基に令和5年度に交付金の算定、令和6年度に交付開始、令和5年度の実績については、令和6年に交付金算定、令和7年に交付開始というスケジュールでございます。

一方、マイグレーションに伴う料金体系変更につきましては、令和6年1月から料金体系が変更になる関係がございますので、こちらについては、令和5年度の実績データを基に令和6年度から交付金の算定を行う必要がございます。2つとも1年しか差がございませんので、今回は2つまとめてセットで御議論いただければと考えているところでございます。

26ページを御覧ください。こちらは補填額の状況でございます。来年の番号単価は2円ということが既に計算されてございます。

続いて27ページを御覧ください。検討の進め方でございます。本日、情報通信審議会へ諮問させていただきました。こちらについては今後、ワイヤレス固定電話の接続開始に伴う接続料の在り方については接続政策委員会、それ以外のものについてはユニバーサルサービス政策委員会で調査・検討をお願いしたいと考えてございまして、それぞれの委員会で6月をめどに報告書を取りまとめ、7月をめどに答申（案）、9月をめどに答申をいただければという考えでございます。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○森川部会長 瀬島課長補佐、河合課長補佐、御説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方、本件、ただいまいただいた御説明に関しまして、何か御質

問、あるいは御意見等ございますでしょうか。いかがですか。

ありがとうございます。熊谷委員、お願いできますか。

○熊谷委員 熊谷でございます。よろしくお願いします。

今朝の新聞各紙で報道されておりますが、自民党で財政健全化推進本部という組織が立ち上がって、昨日第1回のキックオフ会合がございまして、私はそこで講演をさせていただいたのですが、会議の冒頭で岸田総理と麻生副総裁、額賀本部長から、財政規律の維持に関する強い意欲を示される御発言がございました。

その意味では、まず前提条件としては、やはり我が国の財政が置かれた状況は非常に厳しいという、ここをまずしっかりと認識した上で議論を行わなくてはいけないのではないのでしょうか。具体的に、本件についてどう考えるかということですが、ワイヤレス固定電話は無線を活用した効率的な固定電話サービスの提供を目的として、NTT法を改正して導入できるようになったものだと理解しています。その趣旨を踏まえれば、ワイヤレス固定電話導入後のユニバーサルサービス制度による補填額については、その効率化の効果が反映されるように検討する必要があると考えます。

また、現在、災害時用公衆電話をユニバーサルサービスとして新たに位置づける一方で、従来からある第一種公衆電話については効率化を図る方向で検討が進められています。補填額を検討するに当たっては、補填のための交付金を実質的に国民の負担となっていることを踏まえて、災害時の有用性も勘案して、国民に必要なサービスを確保しつつも、公衆電話全体としての効率化を図っていくという視点が重要であると考えます。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○森川部会長 熊谷委員、ありがとうございます。

それでは、石井委員、お願いできますか。

○石井委員 ありがとうございます。今回、諮問を3点いただいていると受け止めました。ユニバーサルサービス交付金制度等の在り方のところで、補填額や補填対象の見直しを行うに当たっては、改めての強調になりますが、最終的な国民負担が増えないようにすること、特に7月の災害時用公衆電話に関する答申の趣旨を踏まえて、それを損なわないような検討を進めていただくことが必要かと考えております。

非常に簡単ですが以上になります。国民の負担を増やさないように検討を進める必要があることを強調したいという趣旨です。以上です。

○森川部会長 承知しました。ありがとうございます。

ほかの皆様方から何か御質問、あるいはコメント等ございますでしょうか。いかがですか。よろしいですか。

ありがとうございます。ただいま熊谷委員と石井委員からいただきましたことも踏まえて、ぜひ御検討いただければと思っております。

それでは、定足数も満たしておりますので、ただいまの御説明を了承し、本件諮問の審議に当たり、ユニバーサルサービス政策委員会及び接続政策委員会において調査、検討を進めていただくこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。御異議等おありの場合は、チャットでお申出いただければと思います。

(異議の申出なし)

よろしいですか。

それでは、本諮問につきましては、ユニバーサルサービス政策委員会及び接続政策委員会において調査、検討を進めていただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

閉 会

○森川部会長　それでは、本日の議題は以上となります。委員の皆様方から何かございますでしょうか。事務局からございますか。

○成田総合通信管理室長　特段ございません。

○森川部会長　ありがとうございます。

それでは、これで本日の会議は終了といたします。次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、改めて事務局から御連絡を差し上げます。

以上で閉会といたします。お集まりいただきましてありがとうございました。

以上